

住民税課税層における食費・居住費の特例減額措置

利用者負担第4段階の方は、「特定入所者介護サービス費」の支給対象になりませんが、世帯のどなたかが介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に入所し、利用者負担第4段階の食費・居住費を負担した結果、在宅に残された配偶者等のご家族が生計困難に陥らないようにするため、下記の一定要件を満たす場合には、特例措置により利用者負担段階を変更して、利用者負担の軽減を行います。

対象者：次の要件をすべて満たす方

	要件
1	<p>世帯の構成員の数が2人以上の世帯であること。</p> <p>※基本的には高齢者夫婦の世帯を想定していますが、当該世帯に限りません。</p> <p>※年齢要件はありません。</p> <p>※申請者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、配偶者も世帯の構成員の数に加えます。</p>
2	<p>介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設に入所し、利用者負担第4段階の食費、居住費の負担を行うこと。</p> <p>※ショートステイを利用する場合には、この特例措置は適用されません。</p> <p>※介護保険施設への入所にあたって世帯分離をした場合には、利用者負担段階が第3段階以下になる場合には、本措置は適用されません。</p>
3	<p>世帯の年間収入から、施設の利用者負担(1割負担、食費・居住費)の見込額を控除した額が80万円以下となること。</p> <p>※世帯：施設入所にあたり世帯分離をした場合でも、世帯の年間収入は世帯分離前の世帯構成員の収入で計算する。</p> <p>※収入：公的年金の収入金額＋合計所得金額(雑所得を計算するうえでは、公的年金等に係る雑所得を算入しない)です。</p> <p>(なお、合計所得金額について、長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額とします。)</p> <p>※施設の利用者負担：特例減額措置の申請の際に、入所する施設の1割負担、食費、居住費の見込額を計算します。</p>
4	<p>世帯の預貯金等の合計額が450万円以下であること。</p> <p>※預貯金には有価証券や債券も含まれます。</p> <p>※介護保険施設への入所にあたって世帯分離をした場合でも、世帯分離前の同じ世帯構成員の預貯金等の合計で計算します。</p>
5	<p>世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用できる資産を所有していないこと。</p> <p>※利用できる資産とは、収入を補うために活用できるもののことです。活用できるかどうかについては、一般的に処分していただくことが適当でないもの以外で、一般的に換金価値が高いかどうかで判断します。</p>
6	<p>介護保険料を滞納していないこと。</p>